

大規模災害時の特例措置の適用について

兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部

1. 特例措置の適用期間

令和元年9月2日（月）から令和元年12月1日（日）までの3ヵ月間

2. 特例が適用されるプラン

(1) ボランティア・市民活動災害共済

○市民活動災害共済プラン（保険料500円）

○天災危険補償プラン（保険料600円）

3. 特例措置の内容

加入申込手続きをした時点から即時の保険開始

※通常の保険開始は「加入申込手続きの完了した日の翌日午前0時から」

4. 加入申込手続きにあたってのお願い

特例適用の加入を行う場合は、加入申込書の「大規模災害時特例措置適用」の欄にレ点を付け、加入手続きを行った年月日と時間を記入してください。

5. その他留意事項

(1) 加入申込は、被災地の災害ボランティアセンターの負担軽減のため、各市区町社会福祉協議会で手続きを行っていただくようご案内をお願いします。

なお、被災地に赴くまでに、ボランティアの方が居住する最寄りの社会福祉協議会の窓口で加入申込を行った場合は、被災地へ向かう途上の事故についても補償の対象とされますので、併せてご案内ください。

(2) 天災危険補償プラン（保険料600円）は、「地震・噴火・津波」に起因する傷害事故に備えた保険です。

(3) 一人の方が、市民活動災害共済プラン及び天災危険補償プランの両方に加入いただくことは可能です。その場合は、加入申込票兼加入者名簿をプランごとに提出いただく必要があります。また、プランごとに設定されている保険金額が、それぞれ支払われます。

(4) 補償内容はボランティア・市民活動共済のパンフレットに記載されたとおりであり、特例適用によっての変更は生じません。